

令和2年度
逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書

令和3年2月

1. はじめに

「逗子海水浴場の運営に関する検討会」（以下「運営検討会」という。）は、平成26年3月3日に全部改正され、公布・施行された「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」（以下「海水浴場条例」という。）及び「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則」（以下「海水浴場規則」という。）に基づき平成27年3月19日に設置された。

これまで運営検討会では、逗子海水浴場事業者・利用者ルール（以下「海水浴場ルール」という。）に関する事、安全で快適なファミリービーチとしての振興に関する事及び海水浴場条例・海水浴場規則に関する事について、協議・検討を重ねてきた。しかしながら、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため逗子海水浴場が不設置となったことから、市が行う夏期の海岸対策に対する意見・要望を取りまとめ、さらには今年度の夏期の海岸の状況を踏まえた来年度以降の逗子海水浴場運営に向け、協議・検討を重ねた結果を市長に報告するものである。

2. 運営検討会の活動

運営検討会では、夏期の海岸対策への意見・要望及び今年度の夏期の海岸の状況を踏まえた来年度以降の逗子海水浴場運営について、検討・協議を重ねた。

令和2年3月に逗子海水浴場開設に向けてのルール案の検討のため、運営検討会開催の準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面照会とした。

その後6月1日に逗子海水浴場の不設置が決定されたが、それでもなお夏期には多くの来訪者が見込まれたことから、これまでの経験や知見から市が実施する夏期の海岸対策への意見・要望を協議することとなった。協議内容も踏まえたうえで海水浴場条例に代わる「新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例」（以下「マナー条例」という。）の制定、マリンスポーツ等進入制限区域（以下「制限区域」という。）の設置、マナーアップ警備員やライフセーバーの配置等、多くの対策が実施された。

また、夏期には新型コロナウイルス感染症流行下で海水浴場が開設されない海岸の現状把握や課題を共有するための合同パトロールを実施した。

夏期の対策終了後は、逗子海岸の状況の総括や来年度に向けた課題の整理、振興策等を議論し、「逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）を作成した。

運営検討会開催一覧

回数	日時	備考
第6回	令和2年 3月 13日 中止→書面での意見照会	令和2年度海水浴場ルールについての意見照会
第7回	令和2年 6月 1日 14:30~16:10	令和2年度海水浴場開設の検討状況等
第8回	令和2年 6月 26日 14:30~16:30	令和2年度夏期の海岸対策等
第9回	令和2年 10月 8日 14:30~16:40	令和2年度総括・課題整理等
第10回	令和2年 11月 13日 14:30~16:50	課題の整理・振興策の提案
第11回	令和2年 12月 21日 14:30~16:30	令和2年度報告書検討等

合同パトロール実施一覧

実施日時	参加者
令和2年7月 25日 18:00~19:00	荒天中止
令和2年8月 9日 18:00~19:00	66名

3. 条例・規則・ルール

■利用者に関する内容

<実施状況>

今年度においては、海水浴場が開設されないことから海水浴場条例・海水浴場規則・海水浴場ルールが適用されない状況となった。海水浴場が開設されない場合であっても多くの来訪が見込まれ、治安や周辺環境の悪化の恐れがあったことから、運営検討会では代替となる条例の制定を強く要望し、それを踏まえてマナー条例が制定された。マナー条例においては、平成26年度から海水浴場条例で禁止事項としている「砂浜でのバーベキュー」、「砂浜での飲酒」、「他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーの露出」、「スピーカー等を使用して、音又は音声を流すこと」が継続され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についての項目も追加された。また、マナー条例の周知啓発のためにマナーアップ警備員が配置され、逗子市・逗子海岸営業協同組合（以下「海岸組合」という。）・逗子マリン連盟（以下「マリン連盟」という。）の三者による「新型コロナウイルス感染症流行下の夏期の逗子海岸における安心・安全のための協力に関する包括協定」に基づくパトロールも実施された。神奈川県からも警備員が派遣され、市と合同で注意啓発看板等の設置を行った。さらに逗子警察署及び県警機動隊（以下「警察」という。）の巡回が強化され、大きな抑止力となった。特に海岸組合は、海の家営業ができないなかでも海岸に常駐しマナーアップの推進に尽力した。

水上オートバイの騒音対策については、逗子マリン連盟、ライフセーバーに加え、海岸組合による海上パトロールが行われ、さらに横須賀海上保安部（以下「海保」という。）による海上・陸上両方からのパトロールや合同パトロールも実施された。

<報告>

海水浴場が開設されない異例の夏であり、治安悪化やごみの散乱等による周辺環境の悪化の懸念があったが、多くの関係者の尽力により、大きな事故やトラブルもなく無事に乗り切ることができた。これは、これまでの海水浴場運営の中で協力体制が構築されていたからこそ、対策を迅速に進めることができたからにはかならず、今夏の取り組みにより連携をより強固なものにすることができた。

大きなトラブルはなかったものの、昨年度も課題であった「条例等を意図的に守らない利用者」や「条例等を理解できない外国人」については、海水浴場開設時と比較して来訪者が減少したことから、例年よりも目立って見える状況となった。これに対しては、現場で毅然とした態度で対応し、違反を繰り返す利用者を特定できる情報の収集を行う姿勢を示すことで抑止力とする等の一步踏み込んだ強い対応が必要との意見が多数あった。

水上オートバイの騒音対策については、海岸組合・マリン連盟・ライフセーバー・海保のパトロールにより防止されたという意見が多くを占めた一方で、マリンスポーツと水上オートバイ等との交錯を危ぶむ意見もあった。

<意見>

(夏期海岸の風紀)

- 大きな事故やトラブルもなく無事に乗り切ることができた。
- 協力体制を構築できたことは今後の海水浴場運営でも大きな成果となった。
- 夜間花火も少なく、泥酔者もいなかった。
- 警察の巡回は大きな抑止力になったため、来年度以降も同様の体制を継続してもらいたい。
- 市外から来たと思われる柄の悪いグループもいた。

(ルールを守らない利用者)

- テレビ報道でルールを守らない利用者が取り上げられたことで、砂浜で飲酒が出来るイメージが与えられてしまったと思われるため、テレビ局等を通してさらにルール等をPRしていく必要がある。
- ルールを知らずに訪れた人の大半は説明すれば守ってもらえるが、一部に守らない利用者がある。
- 何度注意されてもルールを守らない利用者の記録を取ることで抑止力とならないか。
- 現在のマナーアップ警備員が全く効果がないということはないが、より毅然とした態度で抑止力となり得る警備をしてもらいたい。
- このままマナーを守らない来訪者を放置するとエスカレートする一方であるため、警察と協力して対応すべき。

(外国人)

- 外国人の利用者が非常に多かった。他の海岸の関係者に聞いても逗子は特に多いとのことだった。
- 違法行為でなくとも迷惑行為ではあり、警察と協力して身分確認を行う等の対応をしてもらいたい。
- 海の家がなかったからかは不明だが、今年はエスカレートしていたと思う。来年は海の家がどこまで抑止力となるか分からないが、対応を考えていかなければいけない。

(水上オートバイ)

- 水上オートバイの騒音は特段問題にならず、海岸組合と海保の取り組みの効果が大きかった。今年の体制を来年以降も継続してもらいたい。
- 一般のマリンスポーツも多く、交錯事故が危ぶまれたが、何かあればすぐに海岸組合やライフセーバーが対応することで安全が保たれ、事故もなく苦情も少なかった。
- 動力船進入禁止ブイ、制限区域により安全が守られ、こういった対策がしっかりしているからこそ事故がなかったのだと思う。

- マリンスポーツの愛好者が迷惑をかけないようにするため、マリンスポーツのルールを改めて冬の間整理したい。

(ごみ)

- 海岸組合の毎日のビーチクリーンをはじめ、多くの関係者やボランティアの清掃活動のおかげで例年以上にごみがない良い夏だった。
- カラスについては、完璧にごみの対策をしていただいたおかげでいなくなった。
- 清掃活動を行った団体とボランティアのおかげでよい雰囲気のできたので、来年以降も続けてほしい。
- マスクのごみが非常に多かった。
- テント等のごみか分からないものが放置されるケースがいくつもあった。
- 簡易テントが増加しており、中で飲酒等の違反行為が行われているのではないかと聞いた声が寄せられた。三密を避けるためにも禁止にしてはどうか。
- 簡易テントはファミリー層が多く利用しており、禁止することは逗子海岸のファミリービーチの趣旨に反する。また、令和元年度の海水浴場ルールを検討した際にも同様の理由から大型テントのみ規制した経緯がある。
- 市民が家庭内のごみを屑かごに捨てていることがごみの収集量が来訪者ほど減っていない原因だと思われ、実際にそういった現場を目撃した。
- バス通りのごみや川の中のごみは、例年より少なくなったとは言え依然として多い。

■来年度海水浴場開設に向けて

開設の可否

<報告>

新型コロナウイルス感染症の対策をした上での開設が望まれるが、現状では可否が判断できず、令和3年3月を目途に示される予定の神奈川県ガイドライン等を踏まえた検討を市に要望する。

<意見>

- 新型コロナウイルス感染症の対策がしっかりとされることが前提ではあるが、来年は開設してほしい。
- 神奈川県のガイドラインが出ないことには判断できないが、新型コロナウイルス感染症の対策をしながらの運営は可能だと思われる。
- 他のイベント等を参考にしつつも逗子は逗子で考えておく必要がある。

海水浴場開設期間

<実施状況>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため不設置とした。

なお、令和元年度は6月28日（金）から9月1日（日）までとした。

<報告>

令和元年及び2年の7月は晴れの日が少なく、海水浴に適さない日が増えており、今後も同様の気象状況が予想されるため、開設期間を一週間後ろに変更した方が良いという提案があった。これに対し、海の家解体期間も同じ日数分ずれることが無いよう努める等の条件付きであれば、開設期間を変更しても良いという意見が多数あった。

<意見>

- 昨年・今年と7月は天候が悪く、開設期間を一週間後ろにずらしたい。具体的には7月第一金曜日から9月第一日曜日までで、令和3年度は7月2日から9月5日となる。
- 例年逗子開成中学校・高等学校が9月頭から海岸で授業を行っているため、調整してもらいたい。
- 解体期間が台風とぶつかる危険性が高くなるため好ましくない。
- 今年から海の家建築に関する県の指導が、台風時にも被害が及ばないよう厳しい内容に変わる予定であったため、安全性は担保できている。
- 海を家の解体期限が例年通りになるよう努力してもらえれば、開設期間を一週間後ろにずらすことも良いかと思う。

海の家営業時間

<実施状況>

海水浴場不設置により海の家営業なし。

なお、令和元年度は閉店時間を全日 20 時 00 分とした。ただし、市長が条例、規則及びルールを遵守していないと認める海の家については、18 時 30 分までとした。

<報告>

営業時間を 21 時まで延長したい旨の提案があったが、新型コロナウイルス感染症の拡大による今後の動向が不透明な現状では議論できる内容ではないとして、来年度の海水浴場の開設可否の検討の際に改めて議論することとなった。

<意見>

- 営業時間を 21 時まで延ばしたいというのが海岸組合内での要望。街中パトロールや閉店パトロールを海岸組合が行うことで市の負担が増えないように考えている。
- 新型コロナウイルス感染症の対策は、営業時間の短縮が最たるものであり、その状況に逆行して延ばすべきではない。
- 海水浴場の開設ができるかも分からない状況であり、今年営業した結果もない中では議論できる内容ではない。
- 市中店舗の営業時間は最も厳しい時期で 17 時まで短縮していたが、現在は延びているため、しっかりと対策を実施したうえであれば市中店舗と同程度の営業時間は良いのではないか。
- 営業時間を延ばすのであれば、酔っ払いや新型コロナウイルス感染症の対策などの具体的な内容とあわせて議論すべきであるが、どちらにしても今は議論できるタイミングではない。
- 来年の開設の検討の際にもう一度議論していただきたい。

4. 逗子海水浴場の振興策の提案

<報告>

ブルーフラッグ(※)取得についての提案があり、誇りを持てる海岸を将来の世代に残していくための活動であることから、検討会としても可能な協力はしていくが、費用負担や市民への周知等、必要な調整等を行うよう提案者である海岸組合へ要望した。

※ブルーフラッグは、国際 NGO「FEE」が運営する世界で最も歴史のあるビーチ、マリナーの国際環境認証の一つであり、水質・環境マネジメント・環境教育・安全とサービスについて厳しく設けられた 33 の基準をクリアしたビーチだけが取得することができる。世界 50 カ国、約 4 千カ所で取得されており、国内では鎌倉市をはじめ 4 カ所が取得済みで藤沢市も来年度の取得に向けて取り組んでいる。

<意見>

(ブルーフラッグ取得について)

- ブルーフラッグの 33 の基準をクリアすることで SDGs の 17 のゴールを全て満たすことが可能であり、鎌倉市、藤沢市、逗子市が取得することで湘南は安心・安全なビーチであると世界にアピールすることができ、住民にとっても誇りになる。検討会メンバーをはじめとする関係者にも協力いただきたい。
- 申請は海水浴場の設置者である逗子市が行うことになるため、費用面も含め取得に向けて市へ要望しているが、費用については海岸組合も捻出する考えでいる。
- 事前に認定されるかの調査を行い、認定される場合のみ申請するため、申請して認定がされないことによるイメージダウンはない。
- 逗子海岸を良くするために取り組もうとしている活動を応援したい。対応が困難と思われる下水設備の整備についても取得に向けて取り組む中で進むのであれば尚更取り組むべき。
- 綺麗な海岸ランキングというものをインターネットで見た際に、逗子は上位に位置しており、こういった項目を重要視する流れがあり、今後は海水浴場に必要なものになっていくのだと思う。それを海岸組合が取得に向けて取り組むのであれば有難い。市も応分の負担をすべきと考える。
- 将来の世代に海岸を残していくには、砂浜の減少も含め全体で考えていかなければならないと思うため、海岸組合だけがお金と労力をかければ良いというわけではないと思う。
- 海岸組合が取り組むにあたって、関係者や住民の理解が追い付いていない状況と思われるため、住民の共感を得られるように周知等を行い、誇れる海岸の共有も進めてもらいたい。

(ニューノーマルな逗子海岸の活用について)

- 大変革のタイミングにきており、若者がただ飲んで遊んでということでは住民は喜ばないため、誰のために海水浴場開設するのか考えるべきだと思う。昨年のごみと治安とルールを守らない外国人が問題になり、解決するには良い客層に来てもらうことが重要と考える。そのために浜辺にワーキングスペースを用意し、海岸を仕事場として開放することで遊ぶ海水浴場ではなく、働く場所としても提案してはどうか。夏期のみでなく長期間に予約制で実施することで、短期間に集中して客を呼ぶのではなく、一年を通して分散した海岸の利用が可能となる。
- 移動可能な物であれば台風の際に一時的に撤去することも可能。海岸組合にレストラン併設等により食事の提供をしてもらうことで、夏期にもメリットがあると思う。三井不動産のシェアオフィスは、ショッピングセンターに設置されており、家族が買い物中にお父さんは仕事をして、その後みんなで食事するといった利用がされている。

- 公民館のようなスペースであってもいいと思う。
- 神奈川県に占用の条件を確認したところ、公共性が必要とのことであったため、どのような公共性を持たせるかは検討する必要がある。
- 一年を通して市民の憩いの場になるのは良いと思う。利用料を取りすぎてもいけないため、民力を活用することが良いが、ハードルは高いと思う。
- 実施主体は市だが、運営は民間が行い、試験的にやってみて良ければ期間を長くするなどステップアップしていくやり方が良いと思う。

(その他)

- 大雨が降ると海岸の通路に長靴を履かないと通れないほど水が溜まる。海水浴場として恥ずべき事態であるため、振興策よりも先にそちらを対応してほしい。
- ローカルファーストで子どもありきの地元民が愛せる海岸が良い。海の家でも地元割みたいのものがあるといい。地元民と観光客が調和した海岸が良い。
- 朝の時間の有効活用でピーク時の客の分散を図ってはどうか。朝カフェをやっている飲食店もあるため、そういった時間の営業で地元民が堪能できるようにすることで、地元民は昼間のピーク時は行かなくてもいいかと思ってもらおうといったことは可能だと思う。

5. その他

<報告>

年々西浜の砂が減少しており、遊泳区域として適さなくなっていることから、東側へずらす検討も必要だが、対症療法でしかないため、原因究明と解決に向けた県への働きかけ等を要望する。

<意見>

- 年々西浜の砂が減少しており、海に入ると岩がすぐに見えるような状況になっている。それにより、西浜で泳ぐと怪我をしたり、溺れたりする危険性高まっているため、遊泳区域を東へずらす等の検討をしたほうがいい。特に夢庵から西側が顕著である。
- 東浜はサーフィンに適した波が立つことが多く、遊泳区域が東にずれるとサーフィン愛好者を追いやることになる。
- 葉山新港ができてから潮の流れが変わったことが原因と思われ、田越川の河口はむしろ砂が多く流れ着いてしまっている。
- 神奈川県へ養浜の頻度を増やすように要望するべきだと思う。
- 東の砂を西に移すのでは対症療法でしかないため、原因を解消しないことには解決しないのではないかと。
- 他の海岸で沖にテトラポットを設置することで潮の流れが変わり、状況が改善した事例もある。逗子海岸もそういった対応をしないと将来的に砂浜が消滅してしまうのではな

いか。

- 同様の手法で改善した海岸と改善しなかった海岸があるため、不明な部分はある。
- 色々な意見があるが、科学的に環境アセスメントを早期に実施すべき。